

支給限度基準額の変更に伴う受給者台帳の設定方法について

1. 概要

平成26年4月の支給限度基準額の見直しに伴い、受給者台帳の訪問通所サービス・支給限度基準額(以下支給限度基準額と記載)の値を新たな支給限度基準額に変更する必要がある。

そのため、全ての保険者において、平成26年4月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全受給者について、受給者台帳を変更した上で、新しい支給限度基準額を設定した旨の受給者異動連絡票情報を作成して、都道府県国保連合会へ提出する必要がある。

本資料では、平成26年4月の支給限度基準額の見直しに対応した受給者異動連絡票情報設定方法について説明する。

2. 受給者台帳の送付スケジュール

全ての保険者において、平成26年4月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全受給者について、新しい支給限度基準額に設定した受給者異動連絡票情報を作成して、4月18日までに都道府県国保連合会へ提出する。

※詳細については、別紙1を参照

3. 受給者台帳の設定方法

以下の手順で対応すること。

(1)平成26年3月の認定更新などによる受給者の異動がある場合、変更後の受給者台帳を整備し、通常運用どおり受給者異動連絡票情報(平成26年4月提出分)を提出する。

(2)平成26年4月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全受給者について、受給者台帳の支給限度基準額を新たな額に変更した上で、新しい支給限度基準額のみを設定した受給者異動連絡票情報(平成26年5月提出分)を提出する。その際の異動年月日は全て平成26年4月1日を設定する。(送付する情報の「処理対象年月」は、2014年5月を設定する。)

(3)平成26年4月の認定更新などによる受給者の異動がある場合、変更後の受給者台帳を整備し、通常運用どおり受給者異動連絡票情報(平成26年5月提出分)を提出する。ただしその場合、異動年月日は平成26年4月2日以降を設定する。(送付する情報の「処理対象年月」は、2014年5月を設定する。)

※詳細については、別紙2及び別紙3を参照。

4. 市町村固有台帳について

(1)全国統一の支給限度基準額を設定している保険者／サービス種類別支給限度基準額を設定していない保険者／介護予防・日常生活支援総合事業支給限度基準額を設定していない保険者
新しい支給限度基準額に対応した市町村固有異動連絡票情報を保険者から都道府県国保連合会に送付する必要はない。

(2)支給限度基準額の上乗せをしている保険者／サービス種類別支給限度基準額を設定している保険者／介護予防・日常生活支援総合事業支給限度基準額を設定している保険者
新しい支給限度基準額に対応した市町村固有異動連絡票情報を4月18日までに都道府県国保連合会へ送付する。

別紙1 受給者台帳の送付スケジュール

項番	作業内容	対象	4月																			5月										
			4/1 (火)	~	4/10 (木)	4/11 (金)	4/12 (土)	4/13 (日)	4/14 (月)	4/15 (火)	4/16 (水)	4/17 (木)	4/18 (金)	4/19 (土)	4/20 (日)	4/21 (月)	4/22 (火)	4/23 (水)	4/24 (木)	4/25 (金)	4/26 (土)	4/27 (日)	4/28 (月)	4/29 (火)	4/30 (水)	5/1 (木)	5/2 (金)	5/3 (土)	5/4 (日)	5/5 (月)	5/6 (火)	5/7 (水)
1	国保連システム切替	国保連	<div style="text-align: right;"> ★ 新システム稼働 </div>																													
			旧システムから新システムへ切替																											※事業所からの請求受付は5/1から可		
2	通常運用の異動分 【対象データ】 ・4月異動分 ・過去異動分	保険者	3月異動分受給者台帳送付 ※保険者ごとに日にちが異なる			受給者台帳を適宜修正して送付 ※支給限度基準額変更分作成後に修正を行った場合、 支給限度基準額変更分に対しても修正が必要です																4月異動分受給者台帳準備・登録			★ 受給者台帳送付							
		国保連	受給者台帳取込 ※国保連ごとに日にちが異なる			請求明細書審査時に、受給者台帳関連のエラーが出た場合に、 保険者へエラー連絡・再取込																★ 受給者台帳取込										
3	支給限度基準額変更分 【対象データ】 ・限度額入替による異動分	保険者	受給者台帳／市町村固有台帳準備・登録							★ 受給者台帳送付 (必要な場合のみ市町村固有台帳送付)			台帳エラーが出た場合に、 受給者台帳を適宜修正																			
		国保連	★ 受給者台帳取込 (必要な場合のみ市町村固有台帳取込)							台帳エラーが出た場合に、 エラー連絡・再取込																						

別紙2 受給者異動連絡票情報を送付する際の各項目の設定内容

1. 平成26年4月提出分（平成26年3月までの異動分）の受給者台帳を登録後、その情報を基に新しい支給限度基準額のみを設定した異動情報を提出する。
以下の何れかの方法にて受給者異動連絡票情報の設定を行う。（1-1、1-2は何れも更新結果は同じ値になる）

- 1-1. 引き継ぐ値を受給者異動連絡票情報に設定する
受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H25.12.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXXX1	H25.12.01	21:要介護1	H25.12.01	H26.05.31	16580 (旧)	H25.12.01	H26.05.31	...

受給者異動連絡票情報（入力情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX1	H25.12.01	21:要介護1	H25.12.01	H26.05.31	16692 (新)	H25.12.01	H26.05.31	...

市町村固有台帳の要介護区分に対応した新しい支給限度基準額を設定する

支給限度基準額以外の項目は変更せずに異動連絡票情報を作成する

- 1-2. 受給者異動連絡票情報に更新項目のみ設定し、引き継ぐ項目を設定しない
受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H25.12.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXXX1	H25.12.01	21:要介護1	H25.12.01	H26.05.31	16580 (旧)	H25.12.01	H26.05.31	...

受給者異動連絡票情報（入力情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX1					16692 (新)			...

市町村固有台帳の要介護区分に対応した新しい支給限度基準額を設定する

未設定とした項目は、直前履歴の同項目の値を引き継ぐ

2. 平成26年4月の認定変更などによる受給者の異動がある場合、通常運用に沿って受給者異動連絡票情報（平成26年5月提出分）を提出する。
受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H25.11.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXXX1	H25.11.01	21:要介護1	H25.11.01	H26.04.30	16580 (旧)	H25.11.01	H26.04.30	...
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX1	H25.11.01	21:要介護1	H25.11.01	H26.04.30	16692 (新)	H25.11.01	H26.04.30	...

項番1で登録した異動情報

受給者異動連絡票情報（入力情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.02	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX1	H25.11.01	22:要介護2	H26.04.01	H26.10.31	19616 (新)	H26.04.01	H26.10.31	...

認定有効期間が更新された場合は、対応した上限管理適用期間開始日・同終了日を設定する必要がある

【注意事項】

- 異動年月日は、必ず支給限度基準額の見直し日（＝平成26年4月1日）とする。（月途中の異動日を登録すると、請求審査処理に影響が出る可能性があるため）
- 上限管理適用期間開始日は支給限度基準額の見直し日（＝平成26年4月1日）とする必要はない。
- 平成26年4月1日時点で認定が有効でない受給者（認定有効終了日が平成26年3月31日以前）の受給者に対しては新しい支給限度基準額のみを設定した異動情報を提出する必要はない。但し、同じ受給者に対し平成26年4月1日以降に異動が発生した場合に作成する受給者異動連絡票情報には新しい支給限度基準額を設定する必要がある。

別紙3 受給者異動連絡票情報作成パターン

消費税増税に対応した受給者異動連絡票情報を送付する際の各項目設定内容について以下にパターン例を挙げる。

パターン1 「異動区分（1：新規）」

●変更内容例

例1) 平成26年4月以降の認定有効開始日の場合（平成26年5月提出分として新規に異動情報を送付する場合）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
登録なし												

認定有効開始日の年月日と同じ年月を設定する必要がある

受給者異動連絡票情報（入力情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXX1	H26.04.01	12:要支援1	H26.04.01	H27.03.31	5003(新)	H26.04.01	H27.03.31	...

認定有効終了日の年月日と同じ年月日を設定する必要がある

適用期間開始日より適用期間終了日が未来の日付を設定する必要がある

市町村固有台帳の要介護区分に対応した新しい支給限度基準額を設定する

例2) 認定有効期間が遡って登録された場合（平成26年5月提出分として遡及の異動情報を送付する場合）

遡及する異動情報（平成26年3月以前の異動情報）を登録する場合は、消費税対応する前の支給限度基準額を設定した異動情報を登録する必要がある。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
登録なし												

受給者異動連絡票情報（入力情報）

入力情報1 受給者異動連絡票情報（消費税対応する前の異動情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.03.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXX2	H26.03.01	21:要介護1	H26.03.01	H27.02.28	16580(旧)	H26.03.01	H27.02.28	...

平成26年3月分の異動情報として、平成26年3月時点の支給限度基準額を登録する

入力情報2 受給者異動連絡票情報（消費税対応した異動情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			...
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX2					16692(新)			...

新しい支給限度基準額のみを変更した異動情報を作成する

【注意事項】

- ・異動年月日は、必ず支給限度基準額の見直し日＝平成26年4月1日とする。

●変更内容例

例1) 平成26年4月時点で認定有効期間中の受給者台帳

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			・・・
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H24.04.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXXX3	H24.04.01	24:要介護4	H24.04.01	H25.03.31	30600(旧)	H24.04.01	H25.03.31	・・・
H25.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX3	H24.04.01	23:要介護3	H25.04.01	H26.10.31	26750(旧)	H25.04.01	H26.10.31	・・・

直前履歴→

入力情報1 受給者異動連絡票情報（消費税対応した異動情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			・・・
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX3	H24.04.01	23:要介護3	H25.04.01	H26.10.31	26931(新)	H25.04.01	H26.10.31	・・・

新しい支給限度基準額のみを変更した異動情報を作成する

例2) 認定有効期間が重複する場合（要介護区分が同じ上がる場合）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			・・・
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H25.06.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXXX4	H25.04.01	23:要介護3	H25.06.01	H25.11.30	26750(旧)	H25.06.01	H25.11.30	・・・
H25.12.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX4	H25.04.01	23:要介護3	H25.12.01	H26.05.31	26750(旧)	H25.12.01	H26.05.31	・・・

直前履歴→

入力情報1 受給者異動連絡票情報（消費税対応した異動情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			・・・
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX4	H25.04.01	23:要介護3	H25.12.01	H26.05.31	26931(新)	H25.12.01	H26.05.31	・・・

入力情報2 受給者異動連絡票情報（通常4月分異動情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			・・・
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	
H26.04.05	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXXX4	H25.04.01	24:要介護4	H26.04.05	H26.10.31	30806(新)	H26.04.01	H26.10.31	・・・

認定有効開始日と同じ月を設定する必要がある

認定有効期間が重複している場合（直前履歴の「認定有効終了日」が異動連絡票情報の「認定有効開始日」より未来日）、かつ要介護区分が同じ上がる場合

上限管理適用期間開始日に認定有効開始日の年月と同じ年月を設定する。（同条件で異動連絡票情報の「認定有効開始日」が月途中の場合も同様）

例3) 認定有効期間が重複する場合(要介護区分が下がる場合(認定有効が月初))

受給者台帳(登録済情報)

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	...
H24.04.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXX5	H24.04.01	24:要介護4	H24.04.01	H25.03.31	30600(旧)	H24.04.01	H25.03.31	...
H25.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX5	H24.04.01	23:要介護3	H25.04.01	H26.09.30	26750(旧)	H25.04.01	H26.09.30	...

直前履歴一

入力情報1 受給者異動連絡票情報(消費税対応した異動情報)

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	...
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX5	H24.04.01	23:要介護3	H25.04.01	H26.09.30	26931(新)	H25.04.01	H26.09.30	...

新しい支給限度基準額のみを変更した異動情報を作成する

入力情報2 受給者異動連絡票情報(通常4月分異動情報)

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	...
H26.04.02	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX5	H24.04.01	22:要介護2	H26.04.01	H27.03.31	19616(新)	H26.04.01	H27.03.31	...

平成26年4月2日以降の異動年月日で登録する必要があります

認定有効期間が重複している場合(直前履歴の「認定有効終了日」が異動連絡票情報の「認定有効開始日」より未来日)、かつ要介護区分が下がり、異動連絡票情報の「認定有効開始日」が月初の場合、上限管理適用期間開始日に認定有効開始日の年月と同じ年月を設定する。

認定有効開始日の年月と同じ年月を設定する

例4) 認定有効期間が重複する場合(要介護区分が下がる場合(認定有効が月途中))

受給者台帳(登録済情報)

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	...
H24.04.01	1:新規	01:資格取得	XXXXXX	XXXXXXXXX6	H24.04.01	24:要介護4	H24.04.01	H25.03.31	30600(旧)	H24.04.01	H25.03.31	...
H25.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX6	H24.04.01	23:要介護3	H25.04.01	H26.09.30	26750(旧)	H25.04.01	H26.09.30	...

直前履歴一

入力情報1 受給者異動連絡票情報(消費税対応した異動情報)

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	...
H26.04.01	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX6	H24.04.01	23:要介護3	H25.04.01	H26.09.30	26931(新)	H25.04.01	H26.09.30	...

新しい支給限度基準額のみを変更した異動情報を作成する

入力情報2 受給者異動連絡票情報(通常4月分異動情報)

異動年月日	異動区分	異動事由	証記載 保険者番号	被保険者番号	資格取得日	要介護区分	認定 有効開始日	認定 有効終了日	訪問通所サービス			
									支給限度基準額	上限管理適用期間 開始日	上限管理適用期間 終了日	...
H26.04.05	2:変更	99:その他	XXXXXX	XXXXXXXXX6	H24.04.01	22:要介護2	H26.04.05	H27.03.31	19616(新)	H26.05.01	H27.03.31	...

認定有効開始日の年月の翌月と同じ年月を設定する

認定有効期間が重複している場合(直前履歴の「認定有効終了日」が異動連絡票情報の「認定有効開始日」より未来日)、かつ要介護区分が下がり、異動連絡票情報の「認定有効開始日」が月途中の場合、上限管理適用期間開始日に認定有効開始日の年月の翌月と同じ年月を設定する。

【注意事項】

- ・国保連合会における受給者異動連絡票点検処理では、認定有効開始日・同終了日と訪問通所サービス・上限管理適用期間開始日、同終了日それぞれについて関連チェックを行っている。(根拠:要介護認定有効期間に係る日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの1月間。(平成11年省令第36号第67条、第86条))従って訪問通所サービス・上限管理適用期間開始日、同終了日のみの修正は行えない。